

報告第3号 松野町高齢者外出支援実証事業について

1 松野町高齢者外出支援実証事業の概要

- (1)実施主体：松野町
- (2)事業開始：平成30年7月
- (3)助成対象者：自動車運転免許証を自主返納された75歳以上高齢者等
- (4)助成対象：タクシー料金
- (5)助成金額：1回乗車につき500円
- (6)助成限度額：12,000円/年
- (7)利用区間：松野町内に限る

2 事業実績 (H30.12.31時点)

(1)申請状況

タクシー利用券の交付を受けた申請者数	42名
申請者のうち、利用券を使用した者	32名 (申請者76.2%)

※H31.1.1時点の75歳以上高齢者数995名

(2)申請者の住所地

吉野	延野々	富岡	豊岡	松丸	蕨生	目黒	合計
12	5	4	5	5	8	3	42

※上家地及び奥野川地区は申請者0名。

(3)タクシー利用券の利用状況

交付枚数	利用枚数	利用割合	利用目的			平均運賃	同乗者割合
			通院	買い物	その他		
516	127	24.6%	80回 (63.0%)	35回 (27.6%)	12回 (9.4%)	973円	37.3%

※注1 利用目的に記入漏れが3枚あるが、1回の乗車で利用目的が2つあるものが3枚あり。

※注2 平均運賃は利用券1枚に記入漏れがあるため、126回で平均運賃を算出。

※注3 同乗者割合は、利用券1枚に記入漏れがあるため、126回のうち47回の利用で同乗者あり。

○松野町高齢者外出支援実証事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自動車運転免許証の交付を受けていない高齢者等の通院や買い物などの外出を支援するため、自動車運転免許証の交付を受けていない高齢者等が利用したタクシー料金の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図り、もって地域公共交通の充実に資することを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 タクシー料金の助成を受けることができる者は、町内に在住し、かつ、松野町の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自動車運転免許証を自主返納された75歳以上の者で、町税等の滞納がないもの
- (2) 自動車運転免許証の交付を受けていない75歳以上の者で、町税等の滞納がないもの
- (3) 自動車を所有（使用も含む。）していない75歳以上の者で、町税等の滞納がないもの

(助成の対象額等)

第3条 助成の対象額は、1回の乗車につき500円を助成するものとし、年12,000円を限度とする。ただし、申請月が年度途中の場合は、申請月の翌日以降の月数に1,000円を乗じた額とする。

(助成の申請)

第4条 タクシー料金の助成を受けようとする者は、助成を受けようとする年度ごとに松野町タクシー利用券交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその審査を行うものとする。

2 町長は、前項の規定による審査で適当と認めた場合には、松野町タクシー利用券交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、松野町タクシー利用券（様式第4号 以下「利用券」という。）を交付するものとする。

3 町長は、第1項の規定による審査で不適当と認めた場合には、松野町タクシー利用券不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 第2項の規定による利用券は、原則として再交付はしないものとする。

(利用券の金額)

第6条 前条第2項の規定による利用券の額は、1枚当たり500円とする。

(タクシーの利用方法等)

第7条 第5条第2項の規定により交付を受けた者は、松野町内で営業しているタクシー事業者（以下「タクシー事業者」という。）のタクシーを利用した

2 利用券が利用できる区域は、松野町内に限り、町外への移動又は町外からの移動は対象外とする。

3 1回の利用につき1枚の利用券をタクシー事業者に提出し、乗車料金から利用券の金額500円を差し引いた金額を支払うものとする。

ただし、利用券の交付を受けた2以上の者が、一度に乗車した場合は、一人1枚の利用券を使用することができる。

4 利用券の有効期間は、利用券が交付された年度の3月31日までとする。

(利用券の取扱い)

第8条 タクシー事業者は、利用券に次に掲げる事項を記入し、利用があった月の翌月5日までに町長に請求するものとする。

(1) 利用日時及び目的

(2) 乗降場所、同乗者の有無

(3) 利用運賃、補助金額

(4) 会社名及び運転手名

(利用券の精算)

第9条 町長は、前条の規定により利用券の請求を受けたときは、内容を審査し、適当と認めた場合には、松野町高齢者外出支援実証事業補助金をタクシー事業者に支払うものとする。

(利用券の不正使用の禁止等)

第10条 町長は、不正な行為により利用券を使用したと認められる場合は、未使用の利用券及び使用した利用券に相当する金額の返還を命ずることができる。

2 町長は、タクシー事業者が不正な行為により利用券を使用したと認められる場合は、使用した利用券に相当する金額の返還を命ずることができる。

3 第2条に規定する対象者でなくなったときには、直ちに利用券を町長に返還しなければならない。

4 利用券の交付を受けた者は、その利用券を他人に譲渡してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月4日から施行する。